

鹿児島工業高等専門学校学寮宿日直規則

(目的)

- 第1条 教職員の学寮宿日直勤務（以下「宿日直」という。）は、学寮における学生の生活管理を行うことを目的とする。
- 2 本校の宿日直については、法令に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(勤務体制)

- 第2条 教職員は、原則として宿直は2名・日直は1名が輪番で宿日直に従事するものとする。ただし、健康その他やむを得ない理由により校長が特に認めた者については、この限りでない。

(宿日直)

- 第3条 宿日直日は、鹿児島工業高等専門学校学則第6条第1項第4号から第5号に規定する休業日を除く日とする。ただし、特別の事情により校長が必要と認めたときは、この限りでない。

(宿日直時間)

- 第4条 宿日直の時間は、次のとおりとする。
- 宿直 午後5時から翌日の午前8時30分まで
日直 土曜日、日曜日又は祝日等の午前8時30分から午後5時まで

(睡眠時間)

- 第5条 宿日直における睡眠時間は、原則として午後11時30分から翌日の午前6時30分までとする。

(宿日直の命令及び割振り)

- 第6条 宿日直は、校長が命ずる。
- 2 宿日直の割振りは、寮務主事が定め、校長の決裁を得たうえ実施する月の前月の末日までに各教職員に通知するものとする。

(宿日直の交替)

- 第7条 宿日直の教員は、やむを得ない理由により勤務日に勤務できないときは、あらかじめ校長の許可を得て、他の教員と交代することができる。
- 2 宿日直の職員は、やむを得ない理由により勤務日に勤務できないときは、あらかじめ

校長の許可を得て、他の職員と交代することができる。

(勤務内容)

第8条 宿日直の内容は、次のとおりとする。

- (1) 学寮内の秩序維持に関すること。
- (2) 生活管理に関すること。
- (3) 健康管理に関すること。
- (4) その他寮生活における監督・管理及び相談に関すること。

(学寮日誌)

第9条 宿日直教職員は、学寮日誌を作成のうえ、寮務主事に提出するものとする。

2 学寮日誌の取扱いについては、秘密を保持しなければならない。

(事務)

第10条 宿日直に関する事務は、学生課寮務係が所掌するものとする。

(雑則)

第11条 この規則に規定するもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

この規則は、昭和46年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年3月27日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月21日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 3 月 9 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。